

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月8日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「新型コロナウイルスが病原体であることを証明する論文等」、「PCRや検査キットの陽性者が、新型コロナウイルスに感染していると、判定できる科学的根拠、論文等」及び「死因を新型コロナウイルス感染によるものと、特定でき、判断の基準として用いられる科学的根拠、論文等」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

- (1) 新型コロナウイルスが病原体であることを証明する論文等
- (2) PCRや検査キットの陽性者が、新型コロナウイルスに感染していると、判定できる科学的根拠、論文等
- (3) 死因を新型コロナウイルス感染によるものと、特定でき、判断の基準として用いられる科学的根拠、論文等

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

不開示決定の取り消し

- 1 コロナウイルスや病原体が分からないのであれば、PCRや抗原検査で何を検出し、何をもって陽性に行っているのか。
- 2 医者の感染者、感染者死亡者の届出基準には、PCRや、抗原検査の陽性が、感染者の決め手となっている。
- 3 上記より、感染者、感染死亡者の水増しにつながっている。事実上、回答にも根拠はないとある。これより、マスクやワクチンを打たねばと、あおられる。あおりやすい。
- 4 マスクにも根拠がないのに、半強制している。ウイルスがまんえんし、ワクチンを打たねばという環境を生み出している。
- 5 死亡者や感染者に根拠がないのであれば、うたがいの死亡者、うたがいの感染者として、国民に知らせなければ、マスクやワクチンの判断ができない。
- 6

[・ コロナウイルスの人への感染に関する特許
	us7220852、us7776521
・ コロナウイルス特許=us10130701]

⇒コロナウイルスは、コンピューター上に配列状にあるのではないか？
- 7 ぶかん株、デルタ株、アルファ株、オミクロン株の感染者が出たと鹿児島でも言われて

いるのに、なぜ、そんざいが分からないのか？

8 知らないのに分かっているごとくふるまうと、国民をあざむくことになる。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

1 本市（以下「実施機関」という。）の新型コロナウイルス感染症に係る業務について

実施機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び国の方針等に基づき、県や医療機関等と連携して、感染者への健康観察、自宅療養者への支援、検査、入院医療費の公費負担、市民への啓発等を行うことを主たる業務としており、感染症や死亡者の死因に関する調査研究は行っていない。

2 本件開示請求について

審査請求人の公文書開示請求に関し、実施機関は当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため、条例第11条第2項の規定に基づき不開示としたものであり、開示を拒否したものではない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が作成し、又は取得した、新型コロナウイルスが病原体であることを証明する論文等、PCR検査や検査キットによる検査の陽性者が、新型コロナウイルスに感染していると判定できる科学的根拠を記載した文書、論文等、死因を新型コロナウイルスによるものと特定でき、判断の基準として用いられる科学的根拠を記載した文書、論文等である。

(2) 実施機関において所管する新型コロナウイルス感染症に関する業務

実施機関においては、新型コロナウイルス感染症に関して、鹿児島県や医療機関等と連携して、感染者への健康観察、自宅療養者への支援、検査、入院医療費の公費負担、市民への啓発等を行うことを主たる業務としており、感染症や死亡者の死因に関する調査研究は行っていないとのことである。

(3) 本件公文書の存否について

実施機関においては、新型コロナウイルス感染症に関して、(2)に記述の業務を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をはじめ、法令及び国の方針に基づいて実施しており、新型コロナウイルスの病原体に関する事、ウイルスの検査に関する事、新型コロナウイルス感染による死亡者に係る死因の特定に関する事等について、科学的な調査研究を行うことはないことから、実施機関において本件対象公文書を作成及び取得していないとの説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査会において、令和5年8月23日に新型コロナウイルス感染症対策室の執務室において、仮に、本件対象文書が国等から提供されたとすれば、当該文書を保管す

るであろう文書フォルダについて実地調査を行ったが、本件対象文書は確認されなかった。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、いずれも、本件対象公文書が存在することを疎明するに足るとは認めがたい。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和5年6月7日	実施機関からの諮問を受けた。
令和5年7月14日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年8月23日 (第3回審査会)	市新型コロナウイルス感染症対策室に実地調査を行った。 答申案の審議を行った。